

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	春日部市
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/mv-number/ihorenkei.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/mv-number/ihorenkei.html</a>

執行機関名 春日部市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	春日部市放課後児童クラブ条例(平成17年条例第94号)第11条の規定による保育料の減免に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第3 第1の項 春日部市放課後児童クラブ条例(平成17年条例第94号)第11条の規定による保育料の減免に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	春日部市放課後児童クラブ条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もつて一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 放課後等に保護者(児童の父及び母並びにこれらに代わる者をいう。以下同じ。)が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もつて児童の健全な育成を図るため、春日部市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		春日部市放課後児童クラブ条例(平成17年条例第94号) 春日部市放課後児童クラブ条例施行規則(平成17年規則第28号)